



令和6年度から
児童発達支援センター・放課後等デイサービス事業所等
に通所されている方を対象に交通費を助成します



対象となる方

横浜町に住所がある方で、児童発達支援事業所（放課後等デイサービス事業所）等に通所している方

助成額

JR 料金に準じた交通費の2分の1（月額上限5,000円）

例①むつ市に通所されている場合

1,320円（往復分）×8日÷2=5,280円
→ 月額5,000円助成

例②野辺地町に通所されている場合

1,180円（往復分）×8日÷2=4,720円
→ 月額4,720円助成

※その他の交通費についてはお問い合わせください。

申請の流れ

①健康みらい課へ「横浜町療育施設等通所交通費助成受給資格認定申請書」を提出。

②4か月ごとに通所している療育施設等から「横浜町療育施設等通所交通費助成支給申請書」へ利用証明を記入してもらい、健康みらい課へ提出する。

③申請内容に変更があった場合には、健康みらい課へ「横浜町療育施設等通所交通費助成受給資格認定変更届」を提出する。

※①～③すべての申請書に通所施設より証明をもらう箇所があります。



申請・問い合わせ先

横浜町 健康みらい課

電話 73-7733